

令和
6年度



令和6年度市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

{ この綴は、本年6月より来年5月の最終納入まで12か月の取扱要領と関係書類をまとめたものですので、よくご覧のうえ、大切に保存してください。 }

秋田県にかほ市

〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市総務部税務課
TEL (0184) 43-7505

“異動届は確実に 納入は別添の納入書で翌月10日まで”

納付場所および納付できる金融機関

にかほ市役所
(象潟庁舎・金浦庁舎・仁賀保庁舎)

北都銀行本支店

秋田銀行本支店

羽後信用金庫本支店

秋田しんせい農業協同組合本支店

各郵便局

令和 6 年 5 月

特別徴収義務者 様

にかほ市長 市 川 雄 次

(公 印 省 略)

令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知について

平素は、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして格別のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第 41 条、第 319 条及び第 321 条の 4 ならびに、にかほ市税条例第 45 条、第 53 条の 6 の規定により貴事業所を特別徴収義務者と指定し、令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を別添のとおり通知いたしますので、ご査収の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度 市・県民税・森林環境税の特別徴収について

1. 特別徴収義務者の指定

さきに給与支払報告書の提出をいただきましたが、その報告にもとづき市・県民税・森林環境税額を計算し、別紙指定通知書のとおり貴事業所（給与支払者）を特別徴収義務者に指定いたしました。

2. 納税者への通知書の交付

納税者への通知書は特別徴収義務者を經由して交付することになっておりますので、なるべく早く交付してください。なお退職等により交付できない方については、異動届書と一緒にお返しください。

3. 特別徴収税額の納入

特別徴収義務者は、各納税者の月割税額を6月から翌年5月までの12回にわたり、毎月給与の支払の際徴収し、翌月10日までに別添納入書（納入金額のうち給与欄に税額を記入）によって納入してください。（一括徴収による税額も含めて給与欄に記入します。）

4. 納入場所

表紙の裏に記載してあります。

5. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後に税額の変更等（すべての変更又は異動を含む）があった場合、特別徴収税額 $\left(\begin{smallmatrix} \text{年税額} \\ \text{月税額} \end{smallmatrix} \right)$ 変更通知書（特別徴収義務者あてと納税者あて）を送付しますから、納税者あて変更通知書は本人へ交付してください。

6. 退職所得にかかる市・県民税の納入について

退職所得にかかる市・県民税は納入済通知書の納入金額の退職欄に税額を記入し、裏面の納入申告書にも必ず記入してください。

7. 貴所の特別徴収義務者番号

この番号は、同封の特別徴収税額の決定通知書に記載されています。今年度の納入書、異動届出書、その他特別徴収関係書類には、すべてこの番号を記入してください。

8. 一括徴収について（特にご留意くださるようお願いいたします。）

○納税者へ税額通知書送達後、退職等の理由により給与の支払を受けなくなったときは、その事由の発生がその年の12月31日までであるときは、当該納税者の申出によるが、その事由が翌年1月1日以後であるときは、納税者の申出に関係なく特別徴収義務者において最後の給与等の支払の際に残りの額を徴収し一括納入をしてください。

事務取扱についてのお願い

1. 異動届出書の記載内容は正確に、提出は異動事由発生後翌月10日まですみやかにお願いします。

この届出書の内容に誤りや記入漏れがあったり、提出の遅れ、又は提出の漏れがあると、徴収簿のうえで貴事業所の当該月の月割額に差異を生じ過不足額の照会や、督促状の発付など、ご迷惑をおかけすることになります。（にかほ市に提出される場合はにかほ市の異動届出書用紙をご使用願います。）

また、各届出書はにかほ市ホームページの「MENU＞くらし・手続き＞税金＞申請書様式ダウンロード＞給与特徴」《<https://www.city.nikaho.akita.jp/soshikikarasagasu/zeimuka/shinseishodownload/kyuuyotokuchou/index.html>》に掲載しております。

2. 退職等の場合、未徴収税額について一括徴収してくださるよう、ご指導願います。

一括徴収とは、納税者の申出により（翌年1月以降については納税者の申出に関係なく特別徴収義務者の義務として）最後の給与等の支払の際、残りの税額を徴収し、一括で納入していただくことです。なお、死亡の場合は相続人の承諾を得てください。この場合は届出書の下欄、一括徴収の申出欄に記入していただくことになります。（退職金に係る市・県民税額はこれとは全く別であり、又退職者が本人で納付する場合は一括徴収にはなりませんので、この欄は記入しないでください。）

3. 転勤の場合の月割額について

納税者が転勤により新しい勤務先で特別徴収を希望したときは、届出書に記入のあった場合を除き、転勤の日の翌月10日までに新しい勤務先を経由して申し出てもらうことになっています。なお、新しい勤務先での月割額は当市からの通知による額を徴収してください。（転勤先での月割額、徴収開始月等を転勤先事業所へ「申し送り」されるよう、ご協力ください。）

4. 異動の日の属する月までは必ず徴収してください。

5. 不明な点がありましたら税務課へお問い合わせください。

電話（0184） 4 3－7 5 0 5

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当市の特別徴収取扱金融機関として指定しなければなりませんので右の「指定通知書」に利用される郵便局名および貴事業所名を記入のうえ、最初に納入される際その郵便局に提出してください。

前年度利用された郵便局は本年度も引き続き利用できますので「指定通知書」を提出する必要はありません。

※提出方法について

指定の通知書と納入書をお持ちになり郵便局へ提出してください。提出した月の分から郵便局での納付が可能となります。

令和 年 月 日

郵便局長 様

にかほ市長



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により市民税・県民税
・森林環境税特別徴収の取扱金融機関に指定しましたから通知します。

記

許可又は承認番号	私製承認仙第6318号
口座番号	02210-4-960417
加入者名	にかほ市
とりまとめ局	仙台貯金事務センター

事業所名

市・県民税 給与支払報告 給与所得者異動届出書
森林環境税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

秋田県にかほ市長 様 令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒												特別徴収義務者 指 定 番 号					
			フリガナ													担 連 当 絡 者 先	所 属				
			氏名又は名称														氏 名				
			個人番号 又は法人番号																←個人番号の記載に当たっては 左端を空欄とし右詰めで記載	電 話	内線 ()
給 与 所 得 者	フリガナ													特別徴収税額 (年税額)	徴 収 済 額	未徴収税額 ※1月1日から4月30日 までの間に退職した方の 額は、下の一括徴収予定 額の合計と同額。	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名	(旧姓)																			
	生年月日	年 月 日																			
	個人番号													(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)					
	受給者番号													円	月 から 月 まで	円	月 から 月 まで	円	年 月 日	1. 退職・長 2. 転任・少額 3. 死 亡 4. 定 期 5. 解 散 6. 他 7. 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)
	1月1日 現在の住所																				
異動後の 住 所																					

1. 特別徴収継続の場合 (新勤務先で記入してください)															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分 (__ 月 __ 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 法人番号												担 当 者 連 絡 先					所 属				
	所 在 地	〒																	氏 名				
	フリガナ																		電 話	内線 ()			
	氏名又は名称																	受給者番号			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐ 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分 (__ 月 __ 日納入期限分) で 納入します					
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 ____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 ____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため												徴収予定月日					徴収予定月額 (上記(ウ)と同額)	
														月 日					円	

3. 普通徴収の場合															※にかほ市記入欄	申告システム	基幹システム	受付簿	確 認
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 ____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 ____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため																	

記載要領

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5. 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

6. 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

7. 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

8. 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和7年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

9. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

10. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

11. 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

12. ※印の欄は、記載しないでください。

納入書の書き方

例) 退職所得分を合算して納入される場合

秋田県にかほ市

個人市民税
個人県民税

納入書

公

市区町村コード				口座記号番号				加入者名										
0	5	2	1	4	1	02210-4-960417				にかほ市								
令和××年〇月分				指定番号				納入金額(1)										
				1234				円 56700										
○納入すべき金額が右上の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。						納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
							退職所得分					5	6	7	0	0		
							延滞金											
							督促手数料											
納期限	令和××年 7 月 10 日					(2)	合計額					1	9	2	4	0	0	
※日計																		

※は金融機関において使用する欄です

(特別徴収義務者)

所在地 〒 018-0192
又は
住 所 にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地

名 称 ○ × 工業株式会社
又は
氏 名

領
収
日
付
印

様

上記のとおり納入します。

(金融機関又は郵便局保管)

(注意)

- 1 納入すべき金額が右上の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。
- 2 領収証書、納入済通知書についても同様に記入して下さい。
- 3 退職所得に係る税額がある場合には、納入金額欄の退職所得分の欄に記入し裏面の納入申告書を必ず記載して納めて下さい。
- 4 予備の納入書をご使用の際には、納付年月・住所(所在地)・氏名(名称)の記入漏れのないようご注意下さい。

市・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期は翌月の10日までです。

納 期 の 特 例 に つ い て

給与の支払を受ける方が常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。

1. 納入のしかた

6月から11月までの特別徴収額 12月10日まで納入

12月から翌年5月までの特別徴収額 翌年の6月10日まで納入

2. 申請について

申請書に必要な事項を記入のうえ提出してください。

前年度に納期の特例を承認された事業所は、引き続き特例が適用になります。

3. 申請が却下になるとき

(1) 給与の支払を受ける方が、常時10人未満であると認められないとき

(2) 現在市税の滞納があり、その滞納分の徴収が市において著しく困難であると判断されたとき

(3) この申請の日前1年以内において市税の滞納等により納期の特例の取消の通知を受けている場合

※納期の特例が適用になっている事業所で、給与の支払を受ける方が常時10人未満でなくなったときは、特例の取消になりますので、ご連絡ください。

市民税・県民税
森 林 環 境 税

特別徴収税額の納期の特例に係る申請書

令和 年度 月分以降の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例について、地方税法第321条の5の2の規定による(承認・承認の取消)を申請します。

秋田県 にかほ市長様	給与 支払者 (特別徴収義務者)	名 称 ま た は 氏 名													特別徴収義務者番号				
		所 在 地													にかほ市からの問 い合わせに応答さ れる方	所 属			
		法人番号														氏 名			
																TEL			
この申請の日前6か月間の各月の給与 の支払を受ける者の人員、支払金額 (臨時勤務者の人員をカッコ内に記入 してください。)		年 月		人 (人) 円				年 月		人 (人) 円									
		年 月		人 (人) 円				年 月		人 (人) 円									
		年 月		人 (人) 円				年 月		人 (人) 円									
現に市税の滞納がありまたは最近において 著しい納入遅延の事実がある場合におい て、それがやむを得ない理由によるもので あるときその理由の詳細																			
この申請の日前1年以内において取消の通 知を受けたことの有無およびその他参考と なる事項																			
備考																			

市・県民税
森林環境税

普通徴収から特別徴収への切替届出書

秋田県 にかほ市長 様 令和 年 月 日	給与 (特別徴収義務者) 与 支 払 者	所在地													特別徴収義務者番号			
		名称													担当者 連絡先	所属		
																氏名		
																電話番号		

特別徴収申出者	フリガナ					普通徴収納税通知書番号			年 税 額			普通徴収納税済額			納付済期別	納付残額	
	氏 名							円		円		1. 全 額 未 納 2. 1 期分まで納付済 3. 2 期分まで納付済 4. 3 期分まで納付済 5. 4 期分まで納付済		円			
	生 年 月 日	(大正・昭和・平成) 年 月 日															
	1月1日現在の住所					普通徴収 第 1・2・3・4 期以降を		月分									
	現 住 所					(月 日納入分) から特別徴収します。											
備考	※普通徴収の納期が過ぎている納期分は、特別徴収に切替できません。 ※二重納付防止のため本人宛に送付された普通徴収分の納税通知書(領収済)の写しを必ず同封してください。 受給者番号の設定を希望される場合は、備考欄に記入してください。																

申告システム	基幹システム	受付簿	確認

特別徴収義務者の所在地・名称等の変更届出書

(この届出書は、給与支払者の住所移転や名称の変更などのあった場合に提出してください。)

令和 年 月 日 にかほ市長様	給与 特別 徴収 義務 者	所 在 地										特 別 徴 収 義 務 者 号			
		(名 称) 代 表 者 氏 名										こ の 届 出 担 当 者 等 の 氏 名 等		係	
		法人番号											TEL ()	—	内線 番

◇ 変 更 事 項

事 項	変 更 前										変 更 後			
所 在 地	〒										〒			
名 称														
電 話 番 号	() — 内線 番										() — 内線 番			
変 更 年 月 日 変 更 理 由	年 月 日 1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 会社合併 4. 会社吸収 5. その他 ()													

※所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

令和 6 年分給与支払報告書は

1 月 31 日 (金) までにできるだけ

早めに提出して下さい。

退職者の一括徴収について

1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職等された場合、未徴収税額を一括徴収して翌月 10 日までに納入してください。

〔重要なお知らせ〕

＊ 退職者の給与支払報告書の提出義務

地方税法第 317 条の 6 第 3 項に基づき、平成 18 年 1 月 1 日以降の退職者について、退職した年の翌年の 1 月 31 日までに、退職時の住所所在地の市町村長に給与支払報告書を提出することが義務づけられました。

ただし、その者に対する給与支払額が 30 万円以下の場合は、提出しないこともできます。

給与支払報告書（総括表）

指 定 番 号

秋田県にかほ市長宛 令和 年 月 日提出

給与の支払期間	年 月分 月分まで	事業種目		
給与支払者の個人番号 又は法人番号		受給者員	人	
フリガナ		特別徴収	人	
給与支払者の 氏名又は名称		報告	普通徴収 (退職者)	人
所得税の源泉 徴収をしている 事務所又は 事業所の名称		人員	普通徴収 (退職者 を除く)	人
フリガナ		合計		人
同 上 の 所 在 地	郵便番号 -	所属 税 務 署 名		税務署
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名		給与の支払 方法及び その期日		
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	氏名 電話	納入書の 送 付		必要・不要
関与税理士等の 氏名及び電話番号	氏名 電話			